

## 役員等報酬規程（案）

### （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人豊潤舎の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員、第三者委員等の報酬等について定めるものである。

### （定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 本規程において、役員とは理事及び監事をいい、評議員、第三者委員と併せて役員等という。

(2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人の主たる勤務場所とする者をいう。

(3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

(4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。

(5) 費用とは職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### （報酬等の支給）

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。また、第三者委員に対して、中立性を確保するため、実費弁償を除き原則無報酬とする。

(1) 常勤の理事（理事長） 報酬

(2) 非常勤の役員 報酬

(3) 評議員 報酬

(4) 第三者委員 無報酬

### （報酬等の額の算定方法）

第4条 常勤の理事（理事長）に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、評議員会において決定する。

(1) 報酬 別表第1に定める額

2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。

3 評議員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。

4 第三者委員に対する報酬の額は別表4に定める額とする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事（理事長）に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする

(1) 報酬 毎月末日（ただし、土曜日、日曜日又は祝日の場合は、「賃金規程」の規定に準じて支給）

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施行運営のための業務にあたった都度、支給する。なお、評議員会の議長を務めた評議員には、別途支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 常勤の理事（理事長）に対する報酬等は、法令に定めるところによる控除すべき金額を控除せず毎月一律定額を支給し、非常勤の役員及び評議員に対する報酬等は、法令に定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

### (費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める「出張旅費規程」に基づいて旅費を支給する。

2 役員等が職務に遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

3 非常勤の役員及び評議員が、理事会又は評議員会への出席などの職務を遂行する場合、「出張旅費規程」に基づいて交通費を支給する。ただし、江南区に在住もしくは、事業所がある場合は、交通費を支給しない。

4 第三者委員が苦情解決等への対応を行う場合、それに関わる交通費等を実費弁償する。

### (公表)

第7条 この法人は、本規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (補則)

第8条 本規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

### (改廃)

第9条 本規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### 付 則

この規程は、平成24年11月20日より施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成29年 6月15日より変更施行する。

別表第1（常勤の理事の報酬）

役職名	報酬	交通費
理事長	月額 100,000円	支給なし

別表第2（非常勤の役員の報酬）

(1) 理事

内容	報酬	交通費
理事会等会議への出席	日額 3,000円	実費
上記の他、法人・施設業務のため出勤	日額 5,000円	実費

(2) 監事

内容	報酬	交通費
監事監査等への出席	日額 3,000円	実費
上記の他、法人・施設業務のため出勤	日額 5,000円	実費

別表第3（評議員の報酬）

内容	報酬	交通費
評議員会への出席	日額 3,000円	実費
評議員会の議長	日額 10,000円	上記に含む
上記の他、法人・施設業務のため出勤	日額 5,000円	実費

別表第4（第三者委員の報酬）

内容	報酬	交通費
苦情解決等の業務	支給なし	実費